

第14回佐野市民駅伝競走大会にご声援とご協力を!

市内14支部の代表選手が9区間で健脚を競い、世代を越えてタスキをつなぎます。選手へのあたたかいご声援と、交通規制などへのご協力をお願いいたします。

▶日時=11月11日(日)午前9時~10時30分頃(予定)

■問合せ=スポーツ立市推進課 ☎(20)3049



前回優勝の植野支部

区間	出場区分	出発点~中継点
1	中学生男子	佐野市役所~カワチ薬品佐野店
2	30歳以上男子	カワチ薬品佐野店~南小見集会所
3	小学生女子	南小見集会所~凜法堂
4	50歳以上男子または30歳以上女子	凜法堂~和興縫製
5	女子(制限なし)	和興縫製~ラーメン亀嘉
6	小学生男子	ラーメン亀嘉~カワチ薬品佐野店
7	男子(制限なし)	カワチ薬品佐野店~南小見集会所
8	40歳以上男子	南小見集会所~和興縫製
9	中学生女子	和興縫製~佐野市役所



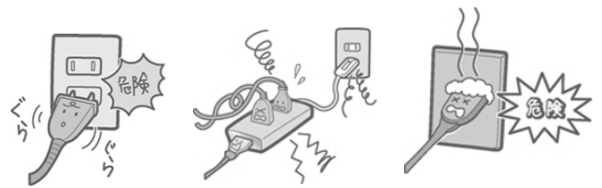
秋の火災予防運動を実施します

■問合せ=消防本部予防課 ☎(23)9910

11月9日(金)~15日(木)まで、全国一斉に行われます。秋から冬にかけて暖房器具など火気を取り扱う機会が増え、また空気が乾燥して一年を通して最も火災が起こりやすい時期です。最近、電気器具や配線が原因とみられる火災が多く発生しています。いま一度、電気製品の点検をお願いします。

●チェック項目

- ①プラグがしっかりささっているか
- ②プラグの隙間にホコリがたまっていないか
- ③タコ足配線でたくさんの電気を使用していないか
- ④電気機器からの異音や異臭がないか



●住宅用火災警報器について

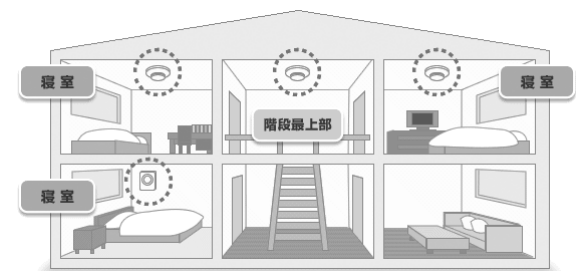
全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ取り付けがお済みでないご家庭については、寝室を中心に早期取り付けをお願いします。

○住宅用火災警報器の設置が義務付けられている部分

- ・全ての寝室
- ・寝室が2階にある場合には階段の踊り場
- ・4畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下

また、取り付けした警報器は、日頃からお手入れや作動点検を行いましょう。

※10年を目安に交換をおすすめします



○平成30年度全国統一防火標語
「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」

注目
健康福祉
募集
催し物
お知らせ
講座
施設
子育て



平成29年度決算における健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という）」により、平成29年度決算における健全化判断比率などについてお知らせします。

■問合せ＝財政課 ☎(20)3003

1 健全化判断比率の状況

本市の指標は、いずれも国が定める基準以下です。本市の財政状況は、財政健全化法では健全段階にあり、同法に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定は不要となります。

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成29年度	— (実質赤字額なし)	— (連結実質赤字額なし)	3.0%	— (将来負担額なし)
早期健全化基準	11.96%	16.96%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

- ・**実質赤字比率**…一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**連結実質赤字比率**…全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**実質公債費比率**…一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**将来負担比率**…一般会計などが抱える実質的な負債（特別会計、一部事務組合、第3セクターなどに対するものを含む）の残高が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

2 資金不足比率の状況

各公営企業会計において、資金不足がないため財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要となります。

特別会計の名称	水道事業会計	病院事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	西浦・黒袴第二工区産業団地造成事業特別会計
平成29年度	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%

- ・**資金不足比率**…公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

○基準を超えると？

いずれかの早期健全化基準(黄色信号)を超えると「早期健全化団体」になります。それより悪い、財政再生基準(赤信号)を超えると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。

また、経営健全化基準を超えた公営企業会計については、経営健全化計画の策定が必要となります。

○早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、その計画に基づく財政健全化を行います。

○財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、その計画に基づく財政再生に取り組むこととなります。

総務大臣の許可を得なければ、市債の発行ができません。

税金や公共料金の増額、市民サービスについて見直しをすることとなります。

- 財政健全化法に関する資料は、総務省のホームページでご覧になれます。

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

